

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・・第回総会; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 林野庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 林務部 <input checked="" type="checkbox"/> その他 名称 (国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター、公益財団法人 長野県林業公社		
件名	10 分収造林契約地の契約満了時における住民等の負担軽減について		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>昭和30年代頃に国や県等と契約された分収造林契約が今後契約満了を迎えてくるが、伐期を迎えた森林の分収後の再造林や今後の管理には多額の負担が必要となるため、契約にある持分割合の変更（国等の持分低減）や契約者による買取価格の軽減、また、主伐した場合の再造林経費への補助拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>分収造林契約は、契約地の伐採を行い、収益を持分割合で分収することが原則であるが、木材価格の低迷や搬出経費等の現場条件等により、分収後の再造林経費の捻出が困難なことから契約満了時に契約相手方の持ち分を買い取る方法がほとんどで、林野庁との契約については、多額の費用が掛かり契約者にとっては大きな負担となっている。</p> <p>また、伊那市における契約主体は生産森林組合や地域の組合、集落がほとんどであり、高齢化と契約を知らない世代への移行により深刻な問題となっている。</p> <p>分収契約の履行に向けて、契約者の負担を減らす必要があることから、契約にある持分割合の変更や買取価格の軽減を要望する。</p> <p>令和5年度から県は森林税を財源に主伐した場合の植林や一定期間の保育経費を全額補助するとしており大変期待している。必要な森林にその補助が行き渡るようお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<p>当市内には、現在、国（林野庁）5個所、県12個所、森林整備センター33個所、県林業公社51個所の契約地があり、その内の75%が市以外の生産森林組合や地域の組合、集落等になっており、最近それらの団体から費用面についての相談が出てきている。市議会でも市民の負担軽減について一般質問があった。</p>		
関係法令	<p>分収林特別措置法（昭和33年法律第57号） 公有林野等官行造林法（昭和36年に廃止されたが、それ以前の契約については同法の効力を有する）</p>		